

< 明細書記載例 > 前年度申告した方

平成 31 年度 <提出用>		所有者コード		明細書										所有者名		3枚のうち			
1234567		所沢太郎										3枚目							
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額		課 税 標 準 額		減 少 事 由 及 び 区 分				増 加 事 由	適 要
					年 号	年 月				十 億	百 万	千 円	円	率	率	1 1 全 部	2 2 一 部		
01	1	1012016	内装工事	1	H	18	10	3 500 000	15					1 2 1 1 2					
02	2	1012037	厨房機器	1	H	18	10	1 300 000	8					1 2 1 1 2		平成20年省令改正により			
03	6	1012151	エアコン	1	H	18	10	400 000	6					1 2 1 1 2					
04	6	1012169	イス	32	H	18	10	320 000	5					1 2 1 1 2		廃棄			
05	6	1012282	テーブル	8	H	18	10	800 000	10					1 2 1 1 2		2台廃棄 △200,000			
06	6	1012304	天ぷら揚げ器	1	H	20	5	1 340 000	5					1 2 1 1 2					
07	1		内装工事 (2号店)	1	H	30	5	2 400 000	15					1 2 1 1 2					
08	1		駐車場砂利敷き工事 (2号店)	1	H	30	5	600 000	15					1 2 1 1 2					
09	6		天ぷら揚げ器 改良費 (1012304)	1	H	30	3	200 000	5					1 2 1 1 2		新品を取得した場合			
10	6		イス (1号店、2号店)	72	H	30	5	1 080 000	5					1 2 1 1 2		中古品を取得した場合			
11	6		エアコン (2号店)	1	H	30	5	450 000	4					1 2 1 1 2		耐用年数 2年経過の中古品			
12	6		テーブル (1号店、2号店)	12	H	26	7	720 000	10					1 2 1 1 2		〇〇市から移設			
13														1 2 1 1 2		所沢市外の市町村から移設した場合			
14														1 2 1 1 2					
15														1 2 1 1 2					
16														1 2 1 1 2					
17														1 2 1 1 2					
18														1 2 1 1 2					
19														1 2 1 1 2					
20														1 2 1 1 2					
小 計				44			7 660 000												
合 計				98			12 590 000												

<資産コード>
システムで自動付番されますので記入する必要はありません。所有者様によって桁数は異なります。

漢字・数字・アルファベット等
30文字以内で記入してください。

<年号>
平成・・・H
昭和・・・S

記入漏れのないように注意
してください。

- <資産の種類>
1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

全部処分した場合

一部処分した場合

改良費の書き方
改良を加えた当該資産の資産コードを改良費の名称に追加するなど、どの資産の改良費か判別できるように記入してください。

(例)
・改良費(1012304)
・1012304の改良費

この欄は記入する必要はありません。
(電算により全資産申告する場合は除きます。)

第二十六様式別表一ハ提出用

平成20年税制改正における耐用年数省令の見直しにより、耐用年数の変更する場合は、変更後の耐用年数を記入し、必ず摘要欄に事由を記入してください。

- <増加事由>
1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他
- いずれかに○印を付けてください。

新品を取得した場合

中古品を取得した場合

所沢市外の市町村から移設した場合

年号・・・S昭和・H平成
注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印をつけてください。

- ・平成30年1月2日から平成31年1月1日までに増加及び減少資産がある場合、または打ち出し内容に変更・訂正がある場合に加除してください。
- ・資産の増減、変更がない場合にもこのまま提出してください。
- ・賃借人が事業の用に供するため取り付けした内装等の付帯設備は、家屋に付合するものであっても賃借人を所有者とみなし、固定資産税が課せられます。
- ・本市では減少用の明細書は準備しておりませんので、~~————~~ 線で消して減少としてください。